

生徒指導関係

生徒指導部

1 普通自動車・自動二輪・原付バイクの運転免許取得と乗り入れについて

(1) 運転免許取得について

ア 運転免許取得についての条件

- ①道交法に基づく年齢とする。
- ②電話、面談等で家族等の同意が得られていることが確認できている。

イ 運転免許取得についての手続き

生徒からの申し出



担任が生徒と面談し、18歳未満は家族等に確認



「運転免許取得届・報告書（様式1）」を提出

↓（様式1は指導部保管）

免許を取得 ※指導部が様式1を返却し、報告部分を記入し、再提出



「車両等の運転に関する誓約書」を提出

※誓約書は様式1（再提出時）と同時に提出

※電話、面談等で家族等に確認

※免許取得の際は、**授業に影響しないよう**（長期休業中等）計画すること。

(2) 乗り入れについて

ア 乗り入れについての条件

- ①道交法に基づく年齢とする。

ただし、原動機付自転車による通学は、道路交通法上「原付一種」に該当する車両（最高出力4kW以下のもの）に限り認める。（準中型、自動二輪車、原付二種については基本的に認めない。）

- ②仕事、通学等の必然的理由がある者。

- ・仕事終了後、公共の交通機関を利用したとき、1限開始時刻に間に合わない。
- ・自宅からの交通の便が悪い。等

- ③免許を取得しており、電話、面談等で家族等の同意が得られていることが確認できている。

- ④学校生活（生徒指導上、学習態度等）に於いて、問題の無い者。

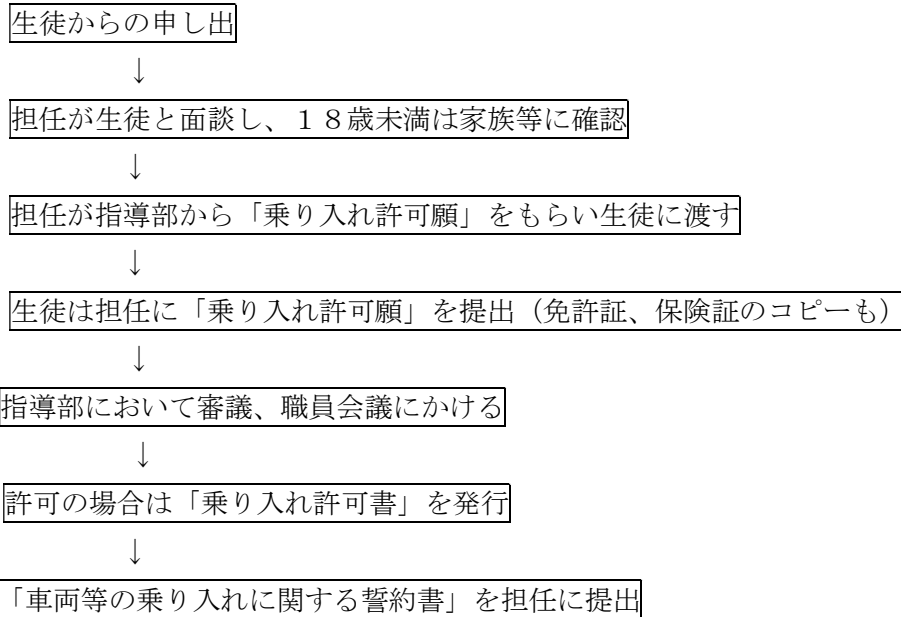
- ⑤登校にふさわしい車、バイクである。

- ⑥任意保険に加入している。

- ⑦乗り入れ許可を得た者は、所定の位置に駐車する。

- ⑧学校発行の「乗り入れ許可書」を有している。（無断で乗り入れた者は、懲戒処分とする。）

イ 乗り入れについての手続き



※乗り入れ許可書については、毎年更新手続きを行う。その際、免許証と保険証のコピーも提出する。更新する生徒は、年度末に書類をもらい、新年度に手続きを行う。

※乗り入れ許可者の数が多くなった場合、制限することもある。

2 生徒懲戒について

本校生としてふさわしくない行為が発覚した場合、校長はその生徒に懲戒を与えることができる。

(1) 懲戒の種類

- ①戒告 ②謹慎 ③停学 ④退学

*戒告以前の指導として（生徒指導部指導・教頭注意）がある。

(2) 適用

- ① 喫煙・飲酒
- ② 暴言・指導拒否
- ③ 暴力行為
- ④ 考査中の不正行為
- ⑤ 窃盗、万引き
- ⑥ 恐喝
- ⑦ 薬物乱用
- ⑧ 器物破損
- ⑨ ネットトラブル
- ⑩ 授業妨害
- ⑪ 交通関係（学校への無断乗り入れ、運転誓約書違反 等）